

就労B型利用者の 満足度アップ を支援します！

補助率
1/2

補助上限
20万円

令和7年度 新たな工賃向上プラン実現加速化事業補助金

鳥取県では、B型事業所利用者の就労時間の増加及び満足度の向上のための取組を支援し、工賃水準の向上を図ることを目的として、以下の取組に係る経費に対して支援を行います。ぜひご応募ください。

①利用者の負担軽減のための環境整備事業

障がいの特性又は作業内容を踏まえた利用者の負担軽減のための物品の購入及び設備の整備に要する経費（利用者が作業に従事しているときに使用するものに限る。）

②治具導入等生産工程の効率化による生産性向上事業

利用者の作業工程の効率化のための専門家の招へい、治具（※）開発及びその導入、その他生産工程の効率化に資する物品の購入及び設備の整備に要する経費

※「治具」とは、位置決め、案内、固定などをして作業の効率性を高めるための補助具

③文化活動等による利用者の就労意欲の向上事業

利用者が取り組むスポーツ、芸術活動などの文化活動（少なくとも月に1回以上継続して活動するものに限る。）の指導者の招へい、活動に係る物品の購入に要する経費

④支援員の支援能力向上事業

事業所支援員の支援能力を向上させるための研修・講演会等への参加に要する経費、先進的取組を行っている就労継続支援事業者等への視察に要する経費及び支援員の支援能力を向上させるための研修・講演会等の実施に要する経費

【補助対象者】県内に就労継続支援B型事業所を有する事業者

【募集期間】令和7年3月1日～令和8年2月28日

【補助率】2分の1（補助上限額20万円）

※補助金額＝（上記①～④の経費の合計）×1/2（千円未満切捨て）

【応募・問合せ先】

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課 就労支援担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7889

ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp